

ミニレポート vol.9

「年金記録問題」での 新たな動き



ウチヌノ人事戦略事務所 社会保険労務士 内布 誠

「年金記録問題」関連での 新たな動き

◆年金記録訂正後の見込額を示す「仮計算書」を発行へ

先日、舛添厚生労働大臣は、「ねんきん特別便」が到着した受給者が社会保険事務所で年金記録を訂正した際に、訂正後はどのぐらい年金額が変動するかの試算結果を示した「仮計算書」を発行することを明らかにしました。

今月からこの「仮計算書」を発行するとしており、すでに訂正が終了している人にも発行されるそうです。

◆記録訂正で年金減額となる場合の対応

新たに年金記録が判明した場合、年金記録を訂正することにより「年金増額」となるのが一般的ですが、「年金減額」となる場合もあります。そのような場合、これまでは窓口の職員により、減額したりしなかったり対応がまちまちだったようですが、「減額とするのは合理性に欠ける」との理由から、基準が統一されることになりました。

社会保険庁は、上記のように減額となる場合には「修正なし」として取り扱って受給額が減らないようにする方針を決定しました。同庁は、今月からこ

の措置を実施するよう全国の社会保険事務所に指示を出したそうです。

◆年金保険料の過払いを通知へ

また、社会保険庁は、年金を満額受給するのに必要な期間を超えて保険料を支払った人に対して、何らかの通知を行うことを検討しているようです。

今月から、過払いの申出をした人に対しては過払い分の保険料の返還を開始しましたが、申出を前提とした対応自体を改めることとしました。しかし、現行のシステムを改善するには1年程度かかるため、実施されるのはまだ先になりそうです。

◆「ねんきん特別便」いまだに55万通が未着

上記のように、受給者や被保険者のための対策がいろいろと講じられています。

しかし、「宙に浮いた年金記録」の持ち主である可能性が非常に高い約1,030万人に送付された「ねんきん特別便」については、全体の約5.3%に相当する約55万通が未着となっているそうです。「年金記録問題」の収束にはまだまだ時間がかかりそうです。